

高知市いじめ防止基本方針



平成 26 年 6 月

(平成 30 年 7 月改定)

高知市・高知市教育委員会

高知市いじめ防止基本方針

平成 26 年 6 月

(平成 30 年 7 月改定)

高知市・高知市教育委員会

目次

はじめに

I	いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめ防止等の対策に関する基本理念	1
2	いじめの定義	2
3	いじめの理解	4
4	高知市のいじめの現状	4
5	いじめ防止等に関する基本的な考え方	5
	(1) いじめの防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
	(4) 学校・家庭・地域の連携	
	(5) 関係機関との連携	
II	いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめ防止等のために市が実施する施策	7
	(1) 高知市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
	(2) 高知市いじめ防止等対策委員会の設置	
	(3) 市におけるいじめ防止等の施策	
2	いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	10
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置	
	(2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
3	重大事態への対処	14
	(1) 教育委員会又は学校による調査	
	(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
III	その他留意事項	18

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本市においては、学校・保護者・地域・教育委員会・関係機関等が連携しながら取組を進めてきた。その結果、いじめに対する理解や認識は深まり、問題への対応力も高まっている。しかし、一方では、いじめの問題は複雑かつ多様化する傾向にあり、早期発見・早期対応や組織的取組がますます重要となってきた。

また、いじめは、単に児童生徒の問題として捉えるだけではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった大人社会の問題も含めて捉えなくてはならない。子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人を笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、違いや個性を認められないといった大人の振る舞いが、児童生徒に影響を与えるという指摘もある。

いじめの解決をめざすためには、児童生徒とともに大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。そして、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であると捉えることが大切である。

こうした認識のもと、国において、いじめへの取組を一層進めるため、平成 25 年 6 月「いじめ防止対策推進法」が制定され、同年 10 月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

「高知市いじめ防止基本方針」は、国及び県の基本方針を参酌し、本市・本市教育委員会・高知市立学校・家庭・地域住民その他の関係機関等との連携のもと、いじめの防止・いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を、市民とともに、総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

「いじめ防止対策推進法」附則第 2 条第 1 項において、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必

要な措置が講ぜられるものとする。」とされており，本市においても，「高知市いじめ防止等対策委員会」等において「高知市いじめ防止基本方針」の改定について検討を行い，ここに一部見直しを行ったものである。

平成 30 年 7 月

高 知 市
高知市教育委員会

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、高知市（以下「市」という。）・高知市教育委員会（以下「教育委員会」という。）・高知市立学校（以下「学校」という。）・家庭・地域住民その他関係機関の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

いじめの問題は社会総がかりで取り組むべき問題であり、市・教育委員会・学校・保護者・市民・児童生徒として、それぞれの立場で考え、行動する必要がある。

○ 市・教育委員会として

- ・ いじめ防止等に関する基本的な方針を定め、いじめの防止・早期発見・早期解決を図るために必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- ・ いじめ防止等に関する相談体制の充実、学校・家庭・地域住民・関係機関等との連携強化、その他必要な体制の整備に努める。
- ・ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは迅速かつ適切に、いじめに対する必要な措置を講じる。
- ・ いじめは重大な人権侵害であるとの観点から、いじめに対する認識を、学校の教職員や児童生徒、保護者、地域住民等に周知する。
- ・ 子どもが安心して豊かに生活できるよう、人権の尊重された温かい雰囲気为学校・家庭・地域住民・関係機関等とともに築いていくための啓発を行う。

○ 学校として

- ・ 人権が尊重され、安心して豊かに生活できる学校づくりを、あらゆる教育活動を通じて行う。
- ・ いじめのない社会を、児童生徒が主体的に形成するという意識を育むため、児童生徒の発達段階に応じたいじめ防止の取組を指導・支援する。
- ・ 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ことを強く意識し、いじめの防止・早期発見・早期解決ができるよう、保護者・地域住民・関係機関等と連携して、様々な場面での見守りを行う。

- ・ いじめは絶対に許さないことや、いじめられている児童生徒を守り抜くことを児童生徒に日頃から伝えていくとともに、いじめの把握に努め、その防止や対処に当たっては組織的に取り組む。
- ・ 児童生徒に対して定期的なアンケート調査や、個別の面談を実施するなどして、児童生徒一人ひとりに寄り添った関わりをしていく。

○ 保護者・市民として

- ・ どの児童生徒も、いじめの被害者にも加害者にもなりうることを意識し、日頃らいじめについて悩みなどがある場合は、周りの大人に相談するように働きかける。また、児童生徒の相談を受けやすい環境づくりのため、児童生徒の心情に寄り添った関わりを大切にする。
- ・ いじめを防止するために学校や地域の人々などと日常的な情報交換に努めるとともに、互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- ・ いじめを発見、又は、いじめの疑いがあると思われたときは、速やかに学校または相談機関に通報又は相談する。
- ・ 家庭・社会生活における子どもの基本的な生活習慣や規範意識の定着に関し、地域で子どもを育てていくという観点を持ち、日頃から子どもを温かく見守りながらその成長を促す。

○ 子どもとして

- ・ 自分自身も他の人もかけがえのない大切な存在であることを認識し、夢や希望のある将来を築いていくために、何事にも意欲を持って取り組んでいこうとする態度を身に付ける。
- ・ 自分がいじめられていると感じたときには、すぐに周りの友だちや保護者、教員、相談機関などに相談をし、一人でがまんしたり、悩んだりしないようにする。
- ・ 周りにいじめがあると思われるときは、当事者に声がけをすることや、保護者や教員などに相談するように心掛ける。

2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）」を活用して行う（学校いじめ対策組織は、学校長、教頭をはじめ、当該学校の複数の教職員により構成する組織を主体とする。）。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

○ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの理解

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は心身に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（平成 28 年 6 月国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査 2013－2015」）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校 4 年生から中学校 3 年生までの 6 年間で、被害経験・加害経験を全く持たなかった児童生徒は、それぞれ 1 割程度しかおらず、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4 高知市のいじめの現状

学校におけるいじめは、児童生徒 1,000 人当たりの認知件数で見ると、平成 26 年度の 5.4 件から平成 27 年度の 18.2 件、平成 28 年度は 23.3 件へと年々増加している。これは、教職員・児童生徒・保護者等のいじめ問題への意識が高まってきたこと、いじめの認知において、児童生徒の気持ちが重視されるようになったことに加え、平成 27 年 8 月に国から示された「いじめの認知をめぐる課題」を受けて、いじめの認知に関する文部科学省の考え方、「いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし」「組織で認知し対処することが重要」との方針に沿って、各学校において「いじめ」の認知について検討・見直しを行ったことが一因と考えられる。また、校内研修や年 2 回以上の児童生徒を対象としたアンケートなどに取り組むことにより、情報感度の向上につながっているものと考えられる。

各学校の取組によって多くの場合は解消の方向に進んでいるものの、一方で、問題が複雑かつ多様化するなかで長期化するものもあり、関係機関と密な連携を図っていくことが必要なケースも見受けられる。

具体的ないじめの態様は、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、日常的な児童生徒の言動に注意を払い、いじめを許さない学級風土の確立とともに家庭や地域での児童生徒の見守り体制の構築が必要である。

いじめ発見のきっかけとしては、小・中・義務教育学校では「本人からの訴え」高等学校では「アンケート調査など、学校の取組により発見した」が多くの割合を占めている。今後も、児童生徒が教職員に、いじめを訴えやすい環境を整えていくとともに、学校の実態に応じた有効ないじめ発見の方法等を研究していくことが一つの課題であるといえる。

インターネット上のいじめは、一旦、発生すると不特定多数の者に情報が流出してしまうことから、解決が難しくなる問題でもある。スマートフォン等の児童生徒への急速な普及を考えると、今後、さらに深刻な事態も憂慮される。

いじめは、数の多寡ではなく、いち早くいじめを発見し、迅速に対応し、問題の解決を図っていくことが重要である。いじめは、いじめを受けた本人からは訴えにくく、それだけに見えにくいものであり、周りの大人（教職員や保護者、地域住民など）や児童生徒がいじめに気づくことが重要になる。こうしたことから、市をあげての取組を進めていく必要がある。

5 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ことを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。また、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、いじめは決して許されない重大な人権に関わる問題であることの理解を促し、市がこれまで取り組んできた人権教育を基盤としながら、児童生徒の人権に対する感覚を高め、豊かな情操や道徳心を養い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、家庭・地域においては、児童生徒を心豊かに育てるために、温かい関わりによって、感性を豊かにし、人間関係を築く力を育成することが大切である。さらに、成長過程にある児童生徒たちが直面するストレス等の要因にも着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。

これらに加え、いじめへの取組の重要性について、市民全体に認識を広め、家庭・地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、い

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、児童生徒の発達段階を適切に踏まえ、それに応じた適切な方策を実施していく必要がある。まずは、児童生徒と教職員の信頼関係を築き、些細なことでも相談できる環境を整えることが肝要である。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、いじめを受けた児童生徒や保護者の心情を十分に考慮し、相手の立場に立った対応を行うとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことなど、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 学校・家庭・地域の連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校・家庭・地域が連携し、いじめの問題についての対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、まずは、学校が保護者と連携を密にし、児童生徒の指導に当たっていくことが大切である。

学校や教育委員会が、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導をしているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察・児童相談所・医療機関・地方法務局等といった関係機関との適切な連携が必要であり、平素から学校や教育委員会と関係機関の担当者との窓口確認や連絡会議の開催など、情報を共有する体制を構築しておくことが必要である。

II いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために市が実施する施策

(1) 高知市いじめ問題対策連絡協議会の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第 14 条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「高知市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。本組織は、「高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例」に基づき運営されるものとし、構成員は学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察その他の関係者により構成するものとする。

(2) 高知市いじめ防止等対策委員会の設置

第 14 条第 3 項 前 2 項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

市は、「高知市いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、教育委員会に「高知市いじめ防止等対策委員会（以下「附属機関」という。）」を置く。この附属機関は教育委員会の附属機関であるため、学校におけるいじめの防止等のための対策の実効的実施が直接の設置目的となる。

この附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性を確保する。

附属機関は、高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、以下の機能を有する。

- 教育委員会の諮問に応じ、「高知市いじめ防止基本方針」に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため、専門的知見からの審議を行う
- 学校の児童生徒が関わるいじめに関する連絡や相談に対して、第三者機関として問題解決を図るための検討を行い、意見を述べる
- いじめの事案について、教育委員会が学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する

(3) 市におけるいじめ防止等の施策

市と教育委員会は、学校がいじめの防止等の取組を実効的に推進するために必要な施策を実施するものとする。

① いじめ防止に関する施策

- ア) 「高知市教育振興基本計画」に基づき、児童生徒の人権に対する感覚を高めるための人権教育や道徳心を養うための道徳教育，人間関係づくりの取組，社会性を高めるための体験活動，生徒指導の充実など，自分自身やお互いを大切にす教育を推進するため，学校の取組を支援する。
- イ) 児童生徒のいじめに対する正しい認識の醸成を進めるために，「いじめ対応リーフレット」などを作成し，今後も，これらの教材などの活用を進めるとともに，市の課題に応じた資料や教材などの作成・活用に取り組む。
- ウ) 児童生徒がいじめの問題を主体的に考え，いじめのない学校づくりのために自ら行動できるよう，児童会活動や生徒会活動の活性化に向けた取組を支援する。また，道徳科の授業はもとより，学級活動や特別活動においても，児童生徒が自らいじめの問題について考え，議論するなどの機会を設け，児童生徒がいじめに向かわない態度を育成するための取組を推進する。
- エ) 家庭・地域がいじめの問題に関心を持ち，児童生徒の健全育成を学校・家庭・地域が一体となって進めることができるよう，市広報「あかるいまち」へのいじめに係る記事の掲載やリーフレット等により啓発に取り組む。
- オ) インターネット上のいじめが発生した場合は，取り返しのつかない事態に発展することも考えられるので，問題の重大性について児童生徒や保護者への啓発に努める。また，問題が発生した場合は，教育委員会，関係機関と連携し，迅速な対応が行えるよう学校への周知を図る。

② いじめの早期発見に関する施策

- ア) 児童生徒が安心して些細なことでも相談できるよう，スクールカウンセラーや学校カウンセラー，スクールソーシャルワーカーなどの相談体制の整備を図るとともに，いじめ電話相談カード等により児童生徒への相談機関の周知を図る。周知の際には，児童生徒に対し，自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させるように努める。
また，特に，スクールカウンセラーや学校カウンセラー，スクールソーシャルワーカーは，学校いじめ対策組織の構成員となっている場合は，自らその一員であることを児童生徒，保護者等に積極的に伝える取組を行う。
- イ) 児童生徒への定期的ないじめに関するアンケート調査や個別の面談等から把握される児童生徒の状態や人間関係の変化に着目していくことが重要である。こうした手法が計画的・効果的に実施されるよう学校への支援を行う。
- ウ) いじめが大人からは見えにくく，いじめられている本人からは，訴えづらいつい実態を家庭や地域が認識し，いじめを発見，又は，いじめの疑いがあると思われたときには，速やかに学校又は相談機関に通報・相談できるよう，関係機関の周知を図る。
- エ) 児童生徒の発達段階に応じたいじめ発見の効果的な手法の研究を進め，学校・家庭・地域への周知を図る。

③ いじめへの対処に関する施策

- ア) 教育委員会として、いじめへの対処等に係る基本的な考え方を示し、各学校による適切な対応が進むよう支援を行う。
- イ) いじめの問題に迅速に対処するためには、学校の教職員個人の力量のみに頼るのではなく、学校が組織として取り組む必要がある。そのため、生徒指導における学校の組織的な対応の在り方を見直すとともに、組織的な対応を進めるための校内研修への支援や生徒指導関係事業等の実施による支援を進める。
- ウ) いじめの問題が発生した場合は、教育委員会は学校からの報告に基づき、必要な指導・助言を行い、状況に応じて生徒指導スーパーバイザー等の派遣や、関係機関と連携した迅速な対応を行えるよう学校への支援を行う。
- エ) いじめの問題の解決が学校の取組だけでは難しい場合は、教育委員会の附属機関に諮問するなど専門的な見地からの助言を行う。
- オ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、早期の段階で警察との連携を行い、事態の重大化を未然に防ぐ必要がある。そうした観点から、教育委員会は学校が児童生徒の安全の確保と適切な指導が行えるよう指導・助言する。

④ 教職員・関係行政職員の資質能力の向上

- ア) 教職員自身の言動により、児童生徒の人権を侵害したり、いじめを助長したりすることのないよう、教職員の人権に対する感覚を高めるための研修を行う。
- イ) 日頃から教職員間で様々な情報や悩みを共有し合い、いじめの問題に対しても組織的な対応が可能となるよう、管理職に対する学校運営のための研修を行う。
- ウ) いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、教職員・関係行政職員のいじめに対する認識や、児童生徒の些細な変化に気付く感性を高めるための研修を行う。
- エ) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な心の傷を与えかねない行為であることを理解するとともに、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるように、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図るための研修を行う。

⑤ 学校・家庭・地域・関係機関等の連携に関する施策

- ア) 学校と保護者との連携を図り、いじめの問題についての研修会の実施など、いじめについての正しい認識が培われるような取組を進める。
- イ) 地域の関係団体（青少年育成協議会、校区交通安全会議等）や町内会、民生委員・児童委員等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会（学校運営協議会、地域学校協働本部等）を設けるなどして、地域でのいじめについての共通理解と児童生徒を見守る体制づくりを進める。

- ウ) 市こども未来部等，子どもの福祉や健康に関わる部署と教育委員会との連携により，様々な面から子ども・家庭を支援する。
- エ) 高知市いじめ問題対策連絡協議会の開催により，いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図り，効果的な対策を推進する。
- オ) インターネットの危険性や，危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等，児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう，保護者に対する啓発活動を行い，インターネットの適正利用に関するルールづくりを推進する。

2 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

① 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は，国及び県の基本方針，「高知市いじめ防止基本方針」を参酌し，その学校の実情に応じ，「学校いじめ防止基本方針」を定める。

「学校いじめ防止基本方針」に以下の6項目を盛り込み，具体的な取組として年間計画に位置付けるものとする。

- いじめ防止のための取組
- 早期発見・早期対応の在り方
- 教育相談体制・生徒指導体制の確立
- 教員の資質向上に資する校内研修の充実
- チェックリストの作成・実施
- 基本方針のチェックと見直し（P D C Aサイクル）

「学校いじめ防止基本方針」を策定・見直しを行うに当たっては，方針を検討する段階から保護者や地域の方の参画を求めたり，児童生徒の意見を取り入れたりすることにより，地域を巻き込んだ「学校いじめ防止基本方針」のもとで，児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組むことができるよう留意する。

策定した「学校いじめ防止基本方針」については，各学校のホームページへの掲載その他の方法により，保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに，その内容を，必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒，保護者，関係機関等に説明する。

② 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）の設置

学校は，いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，複数の教職員，心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置く。

いじめについては，特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより，複数の目による状況の見立てが可能となること，また，必要に応じて，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー，スクールソーシャ

ルワーカー，弁護士，医師，警察経験者など外部専門家が参加しながら対応することなどにより，より実効的ないじめ問題の解決に資すること等が期待される。

当該組織は，学校が組織的・かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には，以下のものである。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行う役割
- いじめの未然防止のため，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- いじめの早期発見のため，いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため，いじめに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときに，緊急会議を開催するなどして，情報の迅速な共有，関係児童生徒に対するアンケート調査，聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方法の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割などである。

また，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには，学校いじめ対策組織は，児童生徒及び保護者に対して，自らの存在及び活動，また，組織が被害児童生徒を徹底して守り，事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることが容易に認識される取組を実施する必要がある。

（２）学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの防止

「いじめは，どの子どもにも，どの学校でも，起こりうる」という事実を踏まえ，全ての児童生徒を対象に，道徳心を養うための道徳教育や，一人ひとりを大切にする人権教育を進める。人権教育においては，様々な人権課題への認識を深める学習とともに，人々の生き方や願いにふれ，自分や他者の大切さに気付き，互いの個性を認め合えるような学びの場，議論する活動を通して，他の人の喜びや痛みへの想像力を育て，一人ひとりをいじめに向かわせないための素地づくりを図る。

未然防止の基本は授業づくりや集団づくりにあり，「学級経営ハンドブック」等を活用して，児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学級風土の実現を図る。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が

把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、社会体験や生活体験を通して、児童生徒が人と関わることの喜びや大切さに気付くことができるような活動を充実させる。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるために、「楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-U)」や「あったかアンケート」等の活用、「あったかプログラム」等の実践を推進する。

さらに、教職員の言動により、児童生徒の人権を侵害したり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- 発達障害を含む、特別な支援を要する児童生徒が関わるいじめについては、障害の特性から自分がいじめられていると認識できないことや、相手の迷惑になっていることに気付いていないこともあるので、より一層慎重な対応が必要である。また教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連帯、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- インターネットを通じて送信される情報について、児童生徒及びその保護者が、発信された情報の拡散性、発信者の匿名性その他の特性等を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処できるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図るなどの、必要な啓発活動を実施する。

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃から「いじめ対応リーフレット」等の啓発資料を活用して、保護者とともに、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを広く高く保つ。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、「いじめ電話相談カード」配布等により、発達段階に応じて児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに直ちに、学校いじめ対策組織に報告・相談し、組織を中核として速やかに対応する。

学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめを受けた児童生徒を守り通すことを第一義として、児童生徒や保護者の心情を十分に考慮したうえで、児童生徒の立場に立った継続的な支援・援助を行う。

一方、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、ストレスへの対処や自己肯定感・コミュニケーションスキルを高めるといった、再発防止のための適切かつ継続的な指導及び支援を行う。

これらの対応について、児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意するとともに、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得る事を踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷後ストレス障害(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

3 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月文部科学省）を参考として、適切に対処しなければならない。

ア) 重大事態の意味

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第 2 号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席をしているような場合には上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

ウ) 調査の趣旨及び調査主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会の附属機関が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する

場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会の附属機関が調査を実施する。

また、学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は必要な指導や、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、市長のもとに再調査機関を設置し、調査を実施することも想定される。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、並行して行われる調査主体と連携し、適切な役割分担を図る。

エ) 調査を行うための組織

学校又は教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに組織を設ける。

学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態発生の都度設ける方法もあるが、それでは迅速性に欠けるおそれがある。そのため、学校に必置の学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加える方法が考えられる。

また、教育委員会が調査主体となる場合は、教育委員会に設置する附属機関を、調査を行うための組織とする。この組織の構成については、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることによって、当該調査の公平性・中立性を確保する。

オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

加えて、周囲の児童生徒の心理的動揺や不安感等に対し、必要な心理的ケア等の配慮をしなければならない。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

教育委員会及び学校自身が、たとえ不都合なことがあつたとしても、事実をしっかり向き合い、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。
 - ・ いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
 - ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・ 「いかなる理由があろうとも、いじめは人間として許されない行為である」ことをいじめに関わった児童生徒に指導し、必要な措置を講ずる。
 - ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、児童生徒本人の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。
 - ・ 教育委員会が、事案の重大性を踏まえて、より積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

- いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ・ 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

② 調査結果の提供及び報告

ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)
 第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う必要がある。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

また、学校が調査を行う場合、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

イ) 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

上記②-イ)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行うことができる。

再調査機関については、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等が考えられる。市長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

Ⅲ その他留意事項

- 市及び教育委員会は、法の施行状況等を勘案して、「高知市いじめ防止基本方針」の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- 教育委員会は、学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。
- 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織

的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、目標に対する具体的な取組状況や達成状況の評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むように促す。

- 教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等の評価するよう留意する。



高知市いじめ防止基本方針

平成 26 年 6 月

(平成 30 年 7 月改定)

発行 高知市・高知市教育委員会

編集 高知市教育委員会 人権・こども支援課

TEL 088-823-9468 FAX 088-824-9413

MAIL kc-200800@city.kochi.lg.jp